

旭医大達第48号
令和8年6月2日

旭川医科大学地域共生医育センター規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学地域共生医育センター規程の一部を改正する規程

旭川医科大学地域共生医育センター規程（令和元年旭医大達第53号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 センターの庶務は、総務課及び学務課において連携して処理する。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和8年6月2日から施行し、令和8年4月1日から適用する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>令和8年4月1日付け事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 センターの庶務は、総務課、<u>学務課及び入試課</u>において連携して処理する。</p> <p>(略)</p>